

急傾斜地崩壊対策事業について

島根県
砂防課

1. 急傾斜地崩壊対策事業の概要

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ地に近接した区域において住民の生命を守るために実施される事業です。

急傾斜地法[※]において、急傾斜地の所有者等は急傾斜地の崩壊による被害を除去し、または軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められています。

一方、当事業は多額の費用と高度な技術力を必要とするため、**島根県が所有者等に代わって事業を実施しています。**

また、急傾斜地崩壊対策事業は、斜面对策を行うことで利益を得る人が限定されることから、急傾斜地法及び地方財政法に基づき市町村から受益者負担率に応じた金額を徴収しています。なお、市町村は条例等に基づき、住民の皆様から負担金を徴収します。（該当する市町村のみ）

※急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

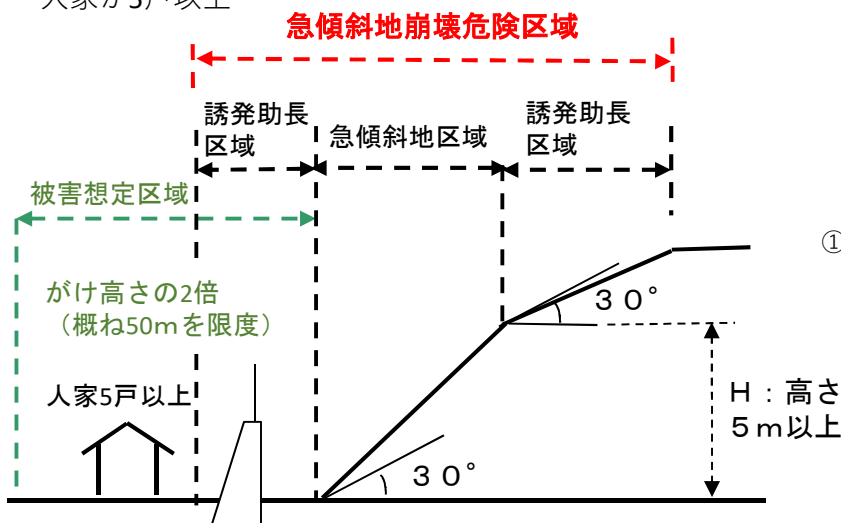


2. 急傾斜地崩壊危険区域の指定

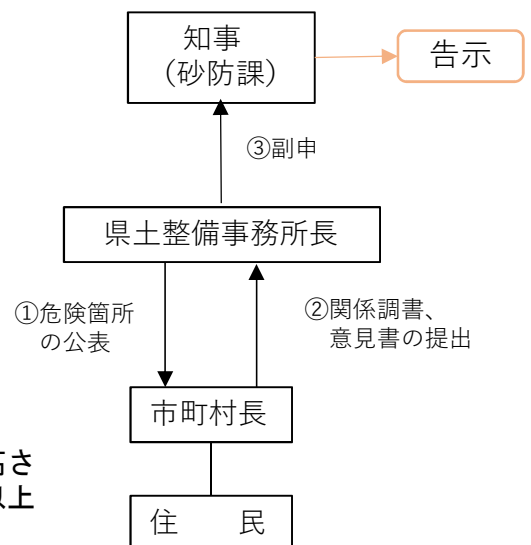
急傾斜地崩壊対策事業を実施するためには急傾斜地崩壊危険区域の指定が必要です。

【指定基準】

- ①がけ地の傾斜度が30度以上
- ②がけ地の高さが5m以上
- ③斜面の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上



区域指定手続きフロー



また、急傾斜地崩壊危険区域に指定されると伐採、切土や盛土などの行為（制限行為）は県知事の許可が必要になります。

急傾斜地の崩壊を助長、または誘発する恐れのない日常管理（草刈り、水路清掃等）については許可申請の必要ありません。

3. 急傾斜地崩壊対策事業を実施できないがけ地

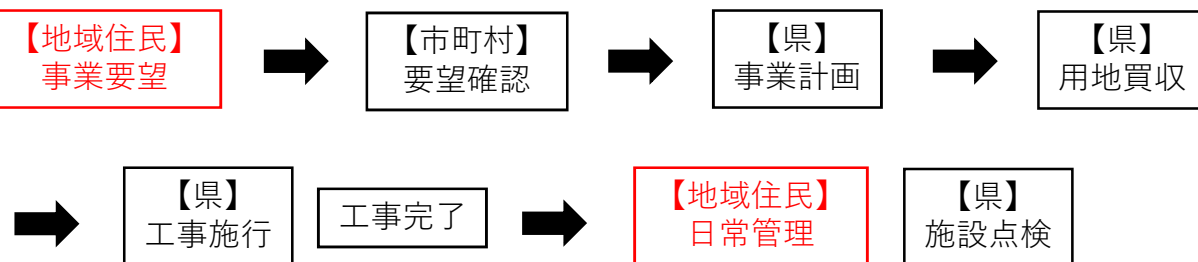
- ・切土、盛土、構造物の設置等人工の手が加わっている斜面（人工斜面）
- ・砂防指定地、地すべり防止区域、保安林等の区域

【お問い合わせ先】

- 詳しくは市町村又は管轄する各県土整備事務所へご相談ください
- 記載内容について：島根県砂防課 傾斜地保全係 TEL 0852-22-5378

4.急傾斜地崩壊対策事業の流れ

島根県では、「土地の取得が可能であること」「受益者負担金の徴収が可能であること」「急傾斜地崩壊危険区域に指定できること」などが確認できた箇所において、事業化に向けて作業を行います。（事業のおおまかな流れは以下のとおりです。）



5.事業に対するご理解とご協力をお願い

急傾斜地崩壊対策事業は、島根県が土地所有者等に代わって急傾斜地崩壊防止施設を設置し、工事完了後は点検や補修を行っております。ただし、草刈りや排水路の清掃などの危険を伴わない範囲の日常管理については、工事前と同様に地域住民の皆様にご協力いただく必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

【日常管理（地域の皆様）：草刈り】



【日常管理（地域の皆様）：水路清掃】



日常管理をしないと・・・

**施設の機能が十分に発揮されない恐れがあります！
水が溢れて家屋へ浸水する恐れがあります！**

また、急傾斜地崩壊防止施設の完成は皆様の安全を100%保障するものではありません。土砂災害から身を守るには「日頃の備え」と「早めの避難」が必要です。避難場所・避難経路の確認や豪雨時には斜面から離れた部屋で過ごすなど心がけましょう。

（参考）

家裏の土砂崩れ等の被災に対する支援策（砂防）についてホームページに掲載しています。
右側のQRコードをスマートフォンで読み込んでいただくと閲覧可能です。



【お問い合わせ先】

- 詳しくは市町村又は管轄する各県土整備事務所へご相談ください
- 記載内容について：島根県砂防課 傾斜地保全係 TEL 0852-22-5378